

大網白里市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に
関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満であるもの（300平方メートルに満たない事業であっても、その区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を行う日前3年以内に事業が行われ、又は行っている場合においては、当該事業の事業区域と既に行われ、又は行っている事業の事業区域の面積を合算して300平方メートル以上になるとき（当該事業の事業区域の土地の所有者若しくは土砂等の埋立て等を行う者又はその両方が同一の者である場合に限る。）を含む。）をいう。
- (3) 一時堆積特定事業 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業をいう。
- (4) 特定事業区域 特定事業を行う区域（特定事業を行うために設ける

法面、擁壁等を含む。)をいう。

(5) 特定事業場 特定事業区域及び土砂等の搬出入路その他特定事業に供する施設が存する区域をいう。

(6) 特定事業者 特定事業を行う者(請負契約等により特定事業を行う者を含む。)及び特定事業区域内(一時堆積特定事業の場合は、特定事業場内)の土地の所有者(国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体を除く。)をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 事業者は、土砂等の埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生した場合は、市民の生活環境の保全に支障が生じないように、当該土砂等の埋立て等の期間中及びその終了後においても責任をもって対処しなければならない。

3 事業者は、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。

4 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い副次的に得られる土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

5 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

6 事業者(特定事業を行う者に限る。)は、土砂等の埋立て等に供する区域の規則で定める周辺関係者に対し、当該事業の内容について事前に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、主体的に当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければなら

ない。

(市の責務)

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、千葉県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準)

第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、当該土砂等の埋立て等を直ちに停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われている、又は行われた場所の土壌に係る情報を地域住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行っている、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行っている、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(特定事業の許可)

第9条 特定事業者は、特定事業を行おうとするときは、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業の場合は、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等（以下「許認可土砂等」という。）を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業

(3) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業

2 前項各号に掲げる事業を行おうとする者は、あらかじめ規則に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(事前協議)

第10条 前条第1項の許可の申請をしようとする特定事業者は、あらかじめ規則で定めるところにより、特定事業の計画について市長と協議しなければならない。第16条第1項の許可の申請をしようとするときも同様とする。

(説明会の開催)

第11条 第9条第1項の許可の申請をしようとする特定事業者は、前条の規定による事前協議の内容に基づき、特定事業場の規則で定める周辺関係者に対して、規則で定める事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 第9条第1項の許可の申請をしようとする特定事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項に規定する説

明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該特定事業者は、規則で定める方法により、規則で定める事項を前項の周辺関係者に周知させなければならない。

(特定事業に対する同意等)

第12条 第9条第1項の許可の申請をしようとする特定事業者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、当該申請に係る特定事業場内）の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者及び当該特定事業場の土地の所有者（当該特定事業者を除く。）に当該特定事業について説明し、その同意を得なければならない。

2 第9条第1項の許可の申請をしようとする特定事業者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域の近傍の土地の所有者及び周辺の住民に当該特定事業について説明し、その承諾を得なければならない。

3 前各項の同意及び承諾は、前条に規定する説明会の開催又は周知の後に得なければならない。

4 第9条第1項の許可の申請をしようとする特定事業者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業場の存する区又は自治会に当該特定事業について説明し、その承諾を得るよう努めなければならない。

5 第9条第1項の許可の申請をしようとする特定事業者は、当該申請に係る特定事業場の存する区又は自治会から、当該特定事業場の周辺地域の環境保全に係る遵守事項についての協定の締結の申出があったときは、これに努めなければならない。

6 前各項の規定は、規則で定めるものについては適用しない。

(許可の申請)

第13条 第9条第1項の許可を受けようとする特定事業者（一時堆積特定事業を行おうとする特定事業者を除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主

たる事務所の所在地)

- (2) 特定事業区域及び特定事業場の位置及び面積
 - (3) 特定事業の期間
 - (4) 現場責任者の氏名及び職名
 - (5) 下請事業者（特定事業者以外の者で、特定事業に係る主たる業務を請け負うものをいう。以下同じ。）がある場合は、当該下請事業者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (6) 特定事業区域の表土の地質の状況
 - (7) 特定事業に使用される土砂等の量
 - (8) 特定事業が完了したときの特定事業区域の構造
 - (9) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
 - (10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
 - (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
 - (12) 前各項に定めるもののほか、規則で定める事項
- 2 一時堆積特定事業を行うために第9条第1項の許可を受けようとする特定事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 前項第1号から第5号まで及び第9号に掲げる事項
 - (2) 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造）
 - (3) 一時堆積特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
 - (4) 一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
 - (5) 特定事業場以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
 - (6) 一時堆積特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

(7) 前各項に定めるもののほか、規則で定める事項

(申請の制限)

第14条 第9条第1項の許可を受けようとする特定事業者は、特定事業の期間について1年を超えて申請することができない。

2 前項に定めるもののほか、第9条第1項の許可を受けようとする特定事業者は、第7条第2項若しくは第3項、第30条第1項、第2項若しくは第3項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第15条 市長は、特定事業（一時堆積特定事業を除く。）を行うための第9条第1項の許可の申請が、次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからソまでのいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 第7条第2項若しくは第3項、第30条第1項、第2項若しくは第3項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者

ウ 特定事業の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人の場合は、当該取消しの処分に係る大網白里市行政手続条例（平成11年条例第3号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、特定事業者が第31条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

エ 現に市内において特定事業の許可を受けて施工している者（当該特定事業を中止しているもの、第31条第1項の規定により当該特定事業の

停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しないもの及び当該特定事業の施工後の是正処理を行うべきものを含む。）

オ 現に市内において特定事業に供する土地（特定事業区域内に限る。）の所有者であって、当該特定事業に同意した者（当該土地の所有者が変更されている場合は、変更後の所有者を含む。）

カ 別に市内において特定事業の許可を受けようとする者

キ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

コ 法人にあつては、役員又は規則で定める使用人のうちに、アからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 法人にあつては、役員が他の法人の役員になっている場合は、当該他の法人がアからカまでのいずれかに該当するもの又は当該他の法人の役員がアからカまでのいずれかに該当するもの

シ 個人にあつては、規則で定める使用人のうちに、アからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

ス 個人にあつては、他の法人の役員になっている場合は、当該他の法人がアからカまでのいずれかに該当するもの又は当該他の法人の役員がアからカまでのいずれかに該当するもの

セ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がアからスまでのいずれかに該当するもの

ソ 現に市内において許可を受けた特定事業の下請事業者として業務を請け負っているもの

- (2) 第12条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得ていること。
- (3) 特定事業が1年以内に完了するものであること。
- (4) 第1号アからソまでに該当しない、かつ、同号エに規定する者に係る特定事業の現場責任者とは別の現場責任者を置くこと。
- (5) 下請事業者がある場合は、当該下請事業者が第1号アからソまでに該

当しないこと。

- (6) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。
- (7) 特定事業が完了したときの当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (8) 第13条第1項第9号に規定する搬入計画において、特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。
- (9) 第13条第1項第9号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から2か月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- (10) 特定事業に使用される土砂等が発生場所から直接搬入されるものであって、当該発生場所が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 千葉県内であること。
 - イ 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所でないこと。
 - ウ 土砂等の埋立て等を行ったことのある場所の場合は、当該土砂等の埋立て等が適正に行われたものと認められること。
- (11) 特定事業に使用される土砂等が建設発生土の場合は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。
- (12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- (13) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- (14) 特定事業区域の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。）の境界並びに特定事業区域内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界が確定していること。
- (15) 第24条第2項に規定する表示が行われていること。

2 市長は、一時堆積特定事業を行うための第9条第1項の許可の申請が、次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

- (1) 前項第1号から第5号まで、第8号から第11号まで及び第15号に掲げる事項
- (2) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場以外の地域への一時堆積特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (4) 特定事業場以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。
- (5) 特定事業場の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。）の境界並びに特定事業場内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界が確定していること。
- (6) 一時堆積特定事業に使用される土砂等を発生場所ごとに区分するために必要な措置が図られていること。

3 第9条第1項の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものについては、第1項第7号及び第13号並びに前項第3号の規定は適用しない。

(変更の許可等)

第16条 第9条第1項の許可を受けた特定事業者（以下「許可特定事業者」という。）は、第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第11条及び第12条の規定を準用する。

- 2 許可特定事業者が第7条第2項若しくは第3項、第30条第1項、第2項若しくは第3項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令に従って、当該許可に係る第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項の許可を受けようとする許可特定事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 変更の内容及びその理由
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 4 第1項の許可を受けようとする許可特定事業者は、第9条第1項の許可に係る特定事業の期間を変更する場合は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して3か月を超えて申請することができない。
- 5 第1項の許可を受けようとする許可特定事業者は、第9条第1項の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合は、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。
- 6 第1項の許可を受けようとする許可特定事業者は、第7条第2項若しくは第3項、第30条第1項、第2項若しくは第3項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。
- 7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。
- 8 許可特定事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
(許可の条件)

第17条 市長は、第9条第1項、前条第1項及び第28条第1項の許可（以下「特定事業に係る許可」という。）に条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可特定事業者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(名義貸しの禁止)

第18条 許可特定事業者は、自己の名義をもって、自己以外の者に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。

(特定事業の着手の届出)

第19条 許可特定事業者は、第9条第1項の許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第20条 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添えて、当該土砂等を搬入する日の7日前までに市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付を省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が、許認可土砂等であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) その他当該土砂等について、市長が土壌の汚染のおそれがないと認めた場合。

(土砂等管理台帳の作成等)

第21条 許可特定事業者（一時堆積特定事業を行う許可特定事業者を除く。）は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの

運搬手段

(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量

(3) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 一時堆積特定事業を行う許可特定事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(3) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 許可特定事業者は、規則で定めるところにより、第1項又は前項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添えて、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(地質検査等の報告)

第22条 許可特定事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域の土壌の地質検査及び当該特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、当該許可に係る特定事業場）以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第23条 許可特定事業者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第21条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第24条 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責

任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

- 2 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域及び当該許可に係る特定事業場と当該特定事業場以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第25条 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じなければならない。ただし、中止しようとする期間が2か月未満であるときは、届け出を要しない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

- 3 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 前項の規定による届出があったときは、特定事業に係る許可は、その効力を失う。

- 5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

- 6 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第26条 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業が完了する2か月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市

長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 3 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が特定事業に係る許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該措置を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第27条 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2か月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。
- 3 許可特定事業者は、第1項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果

を当該届出をした者に通知しなければならない。

- 5 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該措置を講じなければならない。

(譲受け)

第28条 許可特定事業者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第12条(周辺の住民及び区又は自治会の承諾を除く。)の規定を準用する。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 特定事業に使用される土砂等の量
- (4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

- 3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第30条第1項、第2項若しくは第3項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

- 4 第1項の許可の基準については、第15条第1項第1号、第2号(周辺の住民及び区又は自治会の承諾を除く。)、第4号及び第5号の規定を準用する。

- 5 前項の規定にかかわらず、譲受けの相手方が当該許可に係る特定事業区域内(一時堆積特定事業の場合は、当該許可に係る特定事業場内)の土地の所有者の場合は、市長は、第1項の許可をしないことができる。

- 6 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、譲受けの相手方のこの条例の規定による地位を承継する。

(相続等)

第29条 許可特定事業者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可特定事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により許可特定事業者の地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

（措置命令等）

第30条 市長は、特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、当該特定事業者に対し、直ちに、当該区域について現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う許可特定事業者（第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した許可特定事業者を除く。）に対し、当該特定事業を直ちに停止し、又は期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、第9条第1項又は第16条第1項の規定に違反した特定事業者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第31条 市長は、許可特定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定事業に係る許可を取り消し、又は6か月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により特定事業に係る許可を受けたとき。
- (3) 特定事業に係る許可による土砂等の埋立て等を引き続き6か月以上行っていないとき。
- (4) 特定事業に係る許可を受けた後に、暴力団員等になったとき若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する者になったとき又は特定事業に係る許可を受けたときに、暴力団員等であったことが判明したとき若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する者であったことが判明したとき。
- (5) 第15条第1項第1号コ若しくはシの確認対象となる者並びに同項第4号及び第5号に規定する者が、特定事業に係る許可を受けた後に、暴力団員等になったとき若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する者になったとき又は特定事業に係る許可を受けたときに、暴力団員等であったことが判明したとき若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する者であったことが判明したとき。
- (6) 第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第17条の条件に違反したとき。
- (8) 第20条から第24条までの規定に違反したとき。
- (9) 第29条第1項の規定により許可特定事業者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからソまでのいずれかに該当するとき。
- (10) 前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により特定事業に係る許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）

第32条 市長は、第25条第6項、第26条第5項、第27条第5項又は前

条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第25条第6項、第26条第5項、第27条第5項又は前条第2項の規定に違反した者が行った特定事業により、当該特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該特定事業区域の現状を保全するために必要な措置を直ちに講ずべきことを命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

(関係書類等の保存)

第33条 許可特定事業者は、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第21条の土砂等管理台帳を、次の各号に掲げる日から5年間保存しなければならない。この場合において、これらに記載すべき事項を規則で定める電磁的記録により保存する場合は、書面による保存に代えることができる。

- (1) 第25条第3項の規定による特定事業の廃止の届出をした日
- (2) 第26条第3項の規定による特定事業の完了の届出をした日
- (3) 第27条第3項の規定による特定事業の終了の届出をした日
- (4) 第31条第1項の規定による特定事業に係る許可の取消しの通知を受けた日

(報告徴収)

第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、期限を定めて、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等に供する区域又は土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等であることの疑いのある物を使用しているときは、検査のため必要最小限度の分量に限り、当該区域内の土を無償で採取させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令違反者等の公表)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名、違反等の事実その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(1) 第7条第2項若しくは第3項、第30条第1項、第2項若しくは第3項、第31条第1項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第9条第1項、第16条第1項又は第28条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

(3) 第17条に規定する許可の条件に違反して特定事業を行った者
(許可等に関する意見聴取)

第37条 市長は、特定事業に係る許可の審査に当たり、当該許可を受けようとする者並びに当該許可に係る第15条第1項第1号コ若しくはシの確認対象となる者並びに同項第4号及び第5号に規定する者が、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当するかどうかについて、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

2 市長は、特定事業に係る許可の取消処分に当たり、当該取消処分に係る許可特定事業者並びに当該特定事業に係る第15条第1項第1号コ若しくはシの確認対象となる者並びに同項第4号及び第5号に規定する者が、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当するかどうかについて、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(手数料)

第38条 第9条第1項、第16条第1項又は第28条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、申請を行う際に手数料を納めなければならない。

(1) 第9条第1項の許可に係る申請手数料 1件につき 20,000円

(2) 第16条第1項の許可に係る申請手数料 1件につき 10,000円

(3) 第28条第1項の許可に係る申請手数料 1件につき 10,000円

2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第2項若しくは第3項、第30条第1項、第2項若しくは第3項、第31条第1項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第9条第1項、第16条第1項又は第28条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、特定事業を行った者

(3) 第18条の規定に違反して、自己の名義をもって、自己以外の者に特定事業を行わせた者

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条の規定に違反して、届出をせず土砂等を搬入し、又は虚偽の届出をした者

(2) 第21条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(3) 第21条第3項、第22条第1項若しくは第2項の規定に反して又は第34条の規定による市長の報告の求めに対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第33条の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存せず、かつ、これに記載すべき事項を規則で定める電磁的記録により保存しなかった者

(5) 第35条第1項の規定による立入検査若しくは採取を拒み、妨げ、

若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第8項、第19条、第25条第3項、第26条第3項、第27条第3項又は第29条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第24条第1項若しくは第2項の規定に違反して、標識を掲げず、又は境界を明らかにする表示をしなかった者
- (3) 第33条の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存せず、かつ、これらに記載すべき事項を規則で定める電磁的記録により保存しなかった者

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例（以下「新条例」という。）は、令和5年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

（大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の廃止）

- 2 大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（昭和63年条例第4号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 施行日前に旧条例第5条第1項の規定によりされた許可の申請であつて、新条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可については、なお従前の例による。
- 4 新条例の施行の際現に旧条例第5条第1項の規定による許可（以下「旧許可」という。）を受けている者は、第9条第1項の規定にかかわらず、当該旧

許可の期間が満了する日までの間は、なお従前の例により旧条例第2条第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる一時たい積事業（以下これらを「事業等」という。）を行うことができる。施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により旧許可を受けている者についても、同様とする。

5 新条例の施行の際現に発せられている旧条例第10条、第11条第2項及び第12条の規定による命令については、施行日以後もなおその効力を有する。前項の期間経過の際現に旧条例第10条、第11条第2項及び第12条の規定により発せられている命令についても、同様とする。

6 施行日前にした行為、附則第4項の規定に基づきなお従前の例により行われている事業等に係る施行日以後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 新条例の施行の際現に旧条例第3条各号に該当して同条の適用を除外される事業等を行っている者は、新条例の規定にかかわらず、施行日以後も当該事業等を行うことができる。新条例の施行の際現に事業等（当該事業区域が600平方メートル未満のものに限る。）を行っている者についても、同様とする。

（準備行為）

8 第9条第1項に規定する特定事業の許可に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。